

秦野市ホームページ「はだのっ子未来応援サポーター」

イベント情報発信ページに関する利用規約

(令和7年9月1日施行)

はだのっ子未来応援サポーターによる市公式ホームページへのイベント情報掲載に当たっては、次の規約に同意いただく必要があります。また、利用された場合には、この利用規約に同意したものとみなされます。

1 掲載できる市民団体等

はだのっ子未来応援サポーターに登録されていれば、個人、団体、事業者等のどなたでも掲載することができます。

2 申請から掲載までの流れ

市ホームページにある様式に必要事項を記入し、管理者であるこども政策課へ提出することで申請することができます。申請された情報については、管理者の審査・承認を経て、掲載されます。

3 掲載できる情報

市内で開催され、営利目的ではなく、広く市内在住・在勤者に参加を呼び掛けることにより、地域のこども・子育て支援につながるイベント・講座等を掲載することができます。申請内容は、市ホームページのはだのっ子未来応援サポーターのイベント情報発信ページに掲載されます。

なお、次のイベント・講座等は、金銭の授受が発生したとしても、一元的に営利目的とは判断しないため、迷う場合には、お問い合わせください。

- (1) こども・若者等に関するフリーマーケットの開催
- (2) 材料費、講師謝礼等の相当額を参加費として集める講座の開催
- (3) 全市民を対象に行うお祭りの開催

4 掲載に当たってのルール

- (1) 市民を対象とした情報を掲載することができます。
- (2) イベント情報は、開催日の1か月から2週間前までを目安に申請を行ってください。
- (3) 掲載希望期間は、1か月以内とします。（同じ情報を再度掲載すること

は可能です。)

(4) 次のいずれかに該当する場合は、掲載することができません。

ア 広告、宣伝等、営利を目的としたもの（掲載したイベントで得た情報を元に営業活動を行うなど、間接的であっても将来的に営利につながるものは不可）

イ 宗教的、政治的活動を目的としたもの（関連のあるもの、連想させるものを含む。）

ウ 他人の肖像権、著作権を侵害するもの

エ 他人に不利益を与えるもの

オ 過去に活動においてトラブルを生じたもの

カ 開催目的及び内容が不明確なもの

キ 給料、賃金、報酬の支払を伴う職員・スタッフの募集に関するもの

ク 法令等に違反する行為又は違反するおそれがある行為に関するもの

ケ その他管理者が掲載を不適當と判断したもの

5 掲載内容の削除

掲載された情報の内容が、次のいずれかに該当すると判断した場合には、投稿者に断りなく、掲載情報の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 本規約に違反することが判明した場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 掲載目的の期日に到達した場合又は掲載から1か月を経過した場合
- (3) その他管理者が掲載を削除すべきと判断した場合

6 個人情報公開の同意

掲載内容のうち、問い合わせ欄に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号に規定する本人の同意があったものとみなします。

7 免責

本ページの利用に関して、利用者又は第三者が被った損害について、本市は一切責任を負いません。